

舟橋村告示第 25 号

舟橋村モバイル Wi-Fi ルーターの貸与に関する要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村モバイル Wi-Fi ルーターの貸与に関する要綱

(令和 8 年 7 月 1 日告示第 25 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）が村で整備した学習用タブレット端末を家庭への持ち帰りで利用するにあたり、家庭に無線によるインターネット接続環境が無い児童生徒においても、インターネットに接続して家庭学習を行うことができるようにすることを目的として、モバイル Wi-Fi ルーターを貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品)

第 2 条 この要綱により貸与を行う物品は、モバイル Wi-Fi ルーター本体及びその付属品（以下「機器等」という。）とする。

2 貸出台数は、1 世帯に複数の児童生徒が属する場合であっても 1 台とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める理由があるときは、複数台の貸与ができるものとする。

(貸与対象者)

第 3 条 機器等の貸与を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 舟橋村立の学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット接続環境が無い世帯の児童生徒

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めた者

(貸与の申請)

第 4 条 機器等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める児童生徒の保護者とする。

(貸与の決定)

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与が適当であると認めるときは、モバイル Wi-Fi ルーター貸与決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(貸与期間)

第6条 機器等の貸与期間は、機器等の貸与の決定の日から、その日の属する年度末（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

（貸与に係る費用）

第7条 機器等は、無償で貸与するものとする。

2 機器等の貸与を受けた保護者は、貸与を受けた機器を用いて、任意の通信事業者と通信契約を締結できるものとする。この場合においては、この通信契約に係る費用及び機器等の通信料、電気代等は、機器等の貸与を受けた保護者の負担とする。

（貸与物品取扱い）

第8条 機器等の貸与を受け、それを利用する児童生徒（以下「利用者」という。）は、教育委員会及び学校の指導に従い、細心の注意をもって機器等を取り扱わなければならない。

2 利用者は、貸与中の毀損、紛失及び盗難等の防止に十分注意し、次の各号による禁止事項を遵守しなければならない。

（1） 機器等を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に利用させ、又は転貸すること。

（2） 学習上必要のないことや個人的なことに使用すること。

（3） 機器等を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

（4） 機器等に装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。

（5） その他教育委員会や学校が別に定める機器等の活用のルール等に反する行為を行うこと。

3 利用者は、教育委員会や学校から機器等の管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

（異動の届出）

第9条 利用者（利用者の保護者を含む。以下同じ。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、モバイルWi-Fiルーター貸与変更届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（紛失、盗難及び毀損等の届出）

第10条 利用者は、機器等の紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちにモバイルWi-Fiルーター紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が第8条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第11条 利用者は、機器等の利用にあたり、利用者の責めに帰すべき事由により、村又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与物品の返却)

第 12 条 利用者は、貸与期間終了日までに、機器等を返却しなければならない。

2 利用者が、第 1 項に規定する返却日までに機器等を返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、機器等の価額を弁償しなければならない。

(貸与の取消し)

第 13 条 教育委員会は、第 6 条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 利用者が、舟橋村立の学校に在籍しなくなったとき。

(2) 利用者の家庭に無線によるインターネット接続環境が整備されたとき。

(3) 機器等の管理において特別な事情が生じたとき。

2 利用者は、前項の規定により貸与を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、機器等を返却しなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により貸与を取り消された場合において準用する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

モバイル Wi-Fi ルーター貸与決定(却下) 通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

モバイル Wi-Fi ルーター貸与変更届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 10 条関係)

モバイル Wi-Fi ルーター紛失・盗難・毀損届

[別紙参照]

様式第 1 号（第 4 条関係）

モバイル Wi-Fi ルーター貸与申請書

年 月 日

舟橋村教育委員会 宛

以下のとおり、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を申請します。

なお、申請にあたっては、次の確認事項に同意します。

確認事項（内容を確認し、□に✓を記入してください。）

- ☐ 申請日時点では、家庭に無線によるインターネット接続環境がありません。
- ☐ 通信契約及び機器の通信に係る費用は、申請者側で負担します。
- ☐ 機器等を売却、担保の設定をしたり、故意に(わざと、意図的に)機器等を毀損、廃棄したりしません。これらに該当する場合は、弁償又は修繕等の現状復旧に要する費用を負担します。
- ☐ 紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちに届出ます。
- ☐ 貸与期間が終了したとき若しくは舟橋村立の学校に在籍しなくなったとき又は利用者の家庭に無線によるインターネット接続環境ができたときなど貸与対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに貸与された機器等を返却します。
- ☐ この他、舟橋村立モバイル Wi-Fi ルーターの貸与に関する要綱の内容を遵守します。
- ☐ 申請にあたり、教育委員会が、要保護、準要保護の該当状況を調査することを承諾します。

申請者	現住所	舟橋村
	(ふりがな) 保護者氏名	()
	電話番号	
	世帯区分 該当の□に✓	☐ 要保護 ☐ 準要保護 ☐ それ以外の世帯

貸与対象者 (児童生徒)	学校名	学年・組	(ふりがな) 児童生徒名
		年 組	()
		年 組	()
		年 組	()

様式第 2 号（第 5 条関係）

モバイル Wi-Fi ルーター貸与決定（却下）通知書

年 月 日

様

舟橋村教育委員会

年 月 日付で申請のあったモバイル Wi-Fi ルーターの貸与について、次のとおり決定したので通知します。

貸出の可否	☐ 許可 ☐ 却下 (却下理由：)
貸出期間	年 月 日 から 年 月 日まで
貸出台数及び 管理番号	台
機器等の内容	・モバイル Wi-Fi ルーター本体 ・電池パック ・A C アダプタ ・microUSB ケーブル ・外箱 ・クイックスタートガイド

貸与対象者（児童生徒）	学校名	学年・組	児童生徒氏名
		年 組	
		年 組	
		年 組	

様式第 3 号（第 9 条関係）

モバイル Wi-Fi ルーター貸与変更届

年 月 日

舟橋村教育委員会 宛

年 月 日付で貸与決定を受けたモバイル Wi-Fi ルーターについて、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

※申請者、児童生徒の欄に変更が生じた場合は、変更後のもので記入してください。

申請者	現住所	舟橋村
	(ふりがな) 保護者氏名	()
	電話番号	

貸与対象者 (児童生徒)	学校名	学年・組	(ふりがな) 児童生徒名
		年 組	()
		年 組	()
		年 組	()

変更内容	変更となった項目	(該当の□に✓を記入してください。) □ 現住所 □ 保護者氏名 □ 電話番号 □ 児童生徒の在籍する学校 □ 児童生徒氏名 □ 貸与された機器等 □ その他 ()
	具体的な変更内容	変更前 変更後
	利用を終了する場合	(該当の□に✓を記入してください。) □ 自宅に無線によるインターネット接続環境が整備された □ 市外への転出 □ その他 ()

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

モバイル Wi-Fi ルーター紛失・盗難・毀損届

年 月 日

舟橋村教育委員会 宛

貸与を受けたモバイル Wi-Fi ルーターについて、次の事由が生じたので届け出ます。

申請者	現住所	舟橋村
	(ふりがな) 保護者氏名	()
	電話番号	

貸与対象者 (児童生徒)	学校名	学年・組	(ふりがな) 児童生徒名
		年 組	()
		年 組	()
		年 組	()

届出事由	(該当の□に✓を記入してください。) □紛失 □盗難 □毀損 □その他 ()
機器番号	
発生年月日	年 月 日
届出の状況、 原因等	紛失、盗難、毀損の状況、原因等をできるだけ詳細に記載してください。